

国立研究開発法人建築研究所
研究データポリシー

令和3年3月1日制定

1. 目的

国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等（以下「研究等」という。）を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的としている。

研究所が研究等の活動を通じて取得した研究データを適切に管理・公開し、広く利活用を促進するための基本方針を「研究データポリシー」として定める。

2. 研究データの定義

研究データポリシーにおける研究データとは、研究等の過程、あるいは研究等の結果として収集・生成されるデータを指す。

3. 研究データの管理

研究所は、研究所が定めた規程及び規則、ポリシー、外部機関との契約等に基づき研究データを適切に管理する。

4. 研究データの品質

研究所は、研究データの信頼性、正確性、機械可読性、トレーサビリティなど、品質の確保に努める。

5. 研究データの帰属

研究データは、原則として研究所に帰属する。ただし別に定めがある場合は、当該定めによる。

6. 研究データの公開

- (1) 研究データポリシーにおいて「公開」とは、インターネット上で公表し、アクセスできるようにすることを意味する。
- (2) 公開する研究データは、公益性等の観点から研究所が公開することが適当であると判断した研究データである。
- (3) 知的財産権、個人情報、外部機関との契約、国家安全保障等の観点から、公開することが適当でないと判断した研究データは、非公開とする。
- (4) 公開の対象とする研究データについて、可能な限り速やかな公開に努める。ただし、公開までの準備期間又は猶予期間を設けることがある。
- (5) 公開の対象とする研究データについて、研究所の判断により、公開を打ち切ることがある。
- (6) 公開する研究データの利用等に当たっては、その利用及び第三者への提供に関し、条件を付

すことがある。

7. 免責

研究所は、公開する研究データの利用に伴って生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

なお、研究所は予告なく本ポリシーを改訂することがある。